別紙

「(仮称) 南さつま風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、みなみさつま風力合同会社が、鹿児島県南さつま市において、最大で出力73,100kW（単機出力約4,300kW×最大17基）の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和６年５月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、騒音等の影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺は、アカハラダカ、サシバ等の猛禽類の渡り経路となっている可能性がある。

加えて、想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、山地災害危険地区調査要領（令和６年３月林野庁）に基づく崩壊土砂流出危険地区等が存在する。

このため、本事業を進める際には、十分な現地調査の実施、予測及び評価を通じて、適切に対象事業実施区域を絞り込むとともに、関係機関、地元の地方公共団体、地域住民等への理解を得つつこれらを実施することが重要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

１．総論

（１）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

（２）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（３）事業計画の見直し

上記（１）及び（２）のほか、「２．各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（4）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2．各論

（1）騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在している上、想定区域の周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年５月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在している上、想定区域の周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（3）水環境に対する影響

想定区域の周辺には、複数の河川等が存在し、本事業の実施により水環境への影響が懸念されるが、配慮書の段階においては、取水地点等が把握されていない。

このため、想定区域及びその周辺の取水地点、沢筋等について把握すること。その結果を踏まえ、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討すること。

（4）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域には、砂防法に基づき指定された砂防指定地が存在していることに加え、想定区域の大部分が山地災害危険地区調査要領に基づく崩壊土砂流出危険地区となっていることから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、想定区域及びその周辺には保安林が存在するが、配慮書の段階においては、その種類、指定範囲等が把握されていない。

このため、想定区域及びその周辺の保安林の種類、指定範囲等について把握すること。その上で、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境及び河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（5）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、アカハラダカ、サシバ等の猛禽類の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（6）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「長屋山」、「丸山島公園」等の眺望点が存在しており、特に、「長屋山」は想定区域に存在しているほか、これらは人と触れ合いの活動の場として利用されている。そのため、本事業の実施により、直接改変による影響のほか、工事中のアクセス阻害、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等による眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うとともに、人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、本事業の実施による影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔をとる等の措置を講ずること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。